

移動等円滑化取組計画書

令和2年 6 月 30 日

住 所 岡山県岡山市北区 日応寺 1277 番地

事業者名 岡山空港ターミナル株式会社  
代表者名 (役職名及び氏名)  
代表取締役社長 水川 宏一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 大規模な増改築を要する固定橋、エスカレーターの更新を検討する。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項。 高齢者、障害者、急病人等、人的支援が必要と思われる旅客に対して、案内カウンターからの情報をもとに空港内事業者が連携して支援できるようにする。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
固定橋勾配 エスカレーター	固定橋床勾配を 1/12 に改修する (増改築時) 水平部踏段 3 枚のエスカレーターに更新する (増改築時)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
空港内事業者との連携	今回の移動円滑化に関する措置について、空港内他事業者と連携して、誘導や介助等の支援を得られるように対策を講じる。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
アクセス、施設利用情報の提供	ホームページや総合案内カウンターで施設の利用についてご案内しています。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の誘導案内に関する訓練等	高齢者障害者の問題点を洗い出すため、車イス走行等模擬体験訓練を実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

高齢者、障害者等の協議会やバス、タクシー、鉄道など他の交通事業者との会議に参加し、移動円滑化のために必要な連携に関する情報を共有し、課題があれば解決を図る。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

固定橋や、エスカレーターの改修は、当社中期経営計画（2019～2023年度）に反映させていますが、新型コロナウイルスの影響により、国際線国内線路線運休に伴う減便も続いており、設備投資等の改修について実施時期を再検討中。
---

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。